

和泉市低入札価格調査試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事において、工事品質の確保及び不良不適格業者の排除に資するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定による低入札価格調査の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格の調査)

第2条 低入札価格調査は、第4条に定める調査基準価格を下回る価格による入札があった場合に実施する。

(調査対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価落札方式により請負業者を決定するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査の基準となる価格は、市が設定している最低制限価格の算出方法と同じ計算式により算出する。

(失格基準価格の設定)

第5条 市長は、低入札価格調査の基準となる価格を下回る価格で、失格基準価格を設定することができる。

- 2 前項で定める金額未満の入札があった場合、その入札は第2条の規定にかかわらず、低入札価格調査を行うことなく失格とする。

(低入札価格調査委員会)

第6条 低入札価格調査を適正に行うため、調査基準価格を下回る価格による入札があった場合に、その履行の可否を審査するため、和泉市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、和泉市建設工事請負業者指名委員会の委員をもって充てる。
- 3 委員会の運営は、和泉市建設工事請負業者指名委員会規則（昭和50年和泉市規則第20号）の例による。

(落札決定の保留)

第7条 契約担当課は、調査基準価格を下回る最低価格(総合評価落札方式による場合は、最も高い評価値とする。以下同じ。)で入札(以下「調査価格で入札」という。)が行われた場合には、入札者(郵便入札による場合は入札立会人。以下同じ。)に対して、その場で落札の決定を保留する旨宣言して、入札を終了するものとする。

(工事担当課への協力依頼)

第8条 契約担当課は、調査価格で入札が行われた場合、直ちに工事担当課に協力を依頼する。

(調査の実施)

第9条 契約担当課は、調査価格で入札が行われた場合、工事担当課と合同で、当該入札を行った者から、次の項目について調査及びヒアリングを行う。

(1) その価格で入札した理由

(2) 手持ち工事の状況

(3) 手持ち資機材の状況

(4) 労働者の供給見通し

(5) 下請契約をする場合はその内容及びその契約予定金額

(6) 経営状況、信用状況

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 調査価格で入札をした者が、前項の調査及びヒアリングに協力しない場合は、次条の委員会に付議することなく失格するものとする。

(委員会への付議)

第10条 契約担当課は、前条の調査及びヒアリングを行った場合は、低入札価格調査報告書(以下「調査報告書」という。)を作成し、委員会に付議するものとする。

(緊急やむを得ない場合の措置)

第11条 緊急やむを得ない事情により審査会を開催することができない場合は、第6条第3項の規定にかかわらず、調査報告書の回議をもって審査会の審査に代えることができる。

(審査会の審査結果に基づく落札者の決定)

第12条 審査会の審査の結果、当該入札者の入札価格で、契約の内容に適合

- した履行が可能と判断されたときは、当該入札者を落札者とする。
- 2 審査会の審査の結果、当該入札者の入札価格で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、当該入札者を落札者としな
ないものとする。
 - 3 前項の場合において、次順位者の入札金額が調査基準価格以上であれば、
次順位者を落札者とするが、次順位者の入札金額が調査基準価格未満のとき
は、契約担当課は当該次順位者に対し、再度第9条以下の手続きを行う。

(落札者等への通知)

第13条 市長は、前条により、落札者又は落札者とならない者を決定したとき
は、該当者に通知するものとする。

(監督・検査の強化)

第14条 契約担当課は、審査会の審査により落札者となった者については、
契約内容の適正な履行を確保するため、工事担当課と十分協議し、施工に当
たって監督及び検査の強化に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。